フォーシーズンズ健康管理方針

第1条(目的)

当社は、「フォーシーズンズ健康宣言」に基づき、社員及び家族の心身の健康保持・増進と健康で快適な職場環境の形成を目的として、健康管理についての方針を定める。

第2条(態勢)

- 1. 当社は、健康管理を推進・実施するため、代表取締役社長を責任者とする健康安全管理室を組織する。
- 2. 健康安全管理室は、健康に関して年間あるいは中期的な実施計画を定め、各拠点の代表者とも連携しつつ、実施計画を推進する。
- 3. 健康安全管理室は、健康実施状況について、定期的に安全衛生委員会に報告する。

第3条(取り組み内容)

当社は、社員一人一人が心身の健康保持増進に自律的に取り組めるよう、健康づくりを支援する。法令順守を基本とし、予防医学の見地から、以下の枠踏みを体系的かつ包括的に健康管理を実施する。

- 1. 0次予防:職場のコミュニケーションの活性化などにより、職場の環境を改善に資する取組を推進する。
- 2. 1 次予防:研修等による社員への健康啓発やインフルエンザ予防接種の補助制度の実施等により、「疾病予防」に資する取組を推進する。
- 3. 2 次予防:健康診断などの実施徹底や健康診断後の保健指導等により、「疾病の早期発見・早期措置」に資する取組を推進する。
- 4. 3 次予防: 休業と職場復帰制度などの規定や体制の整備等により、「疾病の再発防止・重症化予防」に資する取組を推進する。

第4条(改廃)

本方針の改廃は取締役社長において決定する。なお、改廃に際しては幹部会に及び安全衛生委員会へ報告するものとする。

(附則)

本方針は2018年9月1日から実施する。

2018年9月1日 制定